Fujita 脳神経外科友の会 規約

(名称)

第1条 この会は「Fujita 脳神経外科友の会」(以下「本会」という。)という。

(目的)

- 第2条 本会は脳神経疾患の患者及び家族の相互援助の精神に基づいて、脳神経疾患の 医学的、社会的側面の理解の向上と患者間の友好を深めることを目的とする。
- 2 本会はボランティア団体であり営利目的の行為は行わないものとし、営利目的の行 為

が判明した場合は、役員会等において関係者の退会動議を諮る。

(事業)

- 第3条 本会の目的達成のため、以下の事業を行う。
 - (1) 年1回(4月を基本)、役員会を開催する。
 - (2) 年1回から2回の脳神経外科全般に対する勉強会を開催する。
 - (3) 年1回身体リハビリテーションを兼ねた一泊の学術講演会旅行を開催する。
 - (4) 会員の連携を図るための会報誌を発行する。(年1回以上)
 - (5)(1)から(4)の他、本会の目的を達成するために必要な行事等を開催する。

(会員)

第4条 会員は、本会の目的に賛同した脳神経疾患をもった患者及び家族で、別紙に定める会費を納入したものとする。

(入会)

第5条 本会への入会は事務局に書面をもって申込むものとし、本会は会員証の発行を もって応諾する。

(会費)

第6条 会員は毎年、別紙記載の年会費を納入するものとし、会費未納入が2年間継続した

場合は退会とする。

- 2 前項において、退会となる会員には本会より通知をする。
- 3 第1項で退会となった会員は、会員証を本会に返納しなければならない。

(計画・運営)

- 第7条 本会は次に掲げる役職者をもって事業等の計画、運営を行う。
 - (1) 会長 : 1名
 - (2) 副会長:若干名
 - (3) 常務役員:若干名
 - (4) 役員 : 若干名
 - (5) 顧問 : 若干名

- 2 役職者の任期は3年とし、再選を妨げない。
- 3 役職者は正当な理由無く役員会、行事に一年間出席しない場合、会長決裁で解任する ことができる。
- 4 会長は、必要に応じて臨時役員会を開催し、重要事項を審議する。
- 5 会長は、必要に応じて補佐役、相談役等を設けることができる。
- 6 常務委員は第一項にある役職者のうち(2)(4)より会長が選任する。
- 7 計画、運営にかかる経費等重要事項については、常務役員会で合否を検討し、役員会又

は臨時役員会で審議をする。

(会計)

- 第8条 本会の経費は、会費と寄付金をもってこれにあてる。
 - 2 全ての経費支出は常務役員会を経たうえで会長が決裁するものとする。
- 3 前2項のうち、通信費、事務経費等で1件当り概ね1万円以内のものは、この限りではない。
 - 4 本会の会計年度は、4月1日より翌年3月31日とする。
 - 5 会計報告は役員会において会計を担当する役員が行うものとする。

(事務局)

第9条 本会の事務局は藤田医科大学ばんたね病院内に置く。

(会則)

第10条 本会則は役員の合意において変更・追加ができるものとし、事象が発生した場合は、役員会に付議し承認を得るものとする。

(賛助会員)

- 第11条 本会の趣旨に賛同し事業開催を支援する法人、個人を言う。
- 2 本会は、各支援方法について、法人、個人の意思を尊重するものとし、その内容を

問わないものとする。

付 則

本会則は2023年4月1日より適用する。

1. 2024年4月1日より本会の会員の年会費は2000円に改定する。

別紙

会費額

区 分	金 額 等
会 員	年会費は2,000円とし、毎年納入する。
賛助会員	法人、個人の意思を尊重するものとし、その内容を問わない。